【重要なお知らせ】　紀北信用金庫

2025 年 9 月 5 日

お客さま 各位

「手形帳・小切手帳の発行受付終了」と
「当座預金の新規口座開設の終了」について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府の「成長戦略実行計画」において「約束手形利用の廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれ、これを受けて全国銀行協会においても「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことが、自主行動計画として策定されております。

このような状況を踏まえ、当金庫では下記の取り組みを実施させていただきますのでお知らせいたします。

記

１．手形帳・小切手帳の発行受付終了

対　象：約束手形（マル専手形含む）、為替手形、小切手（自己宛小切手含む）
終了日：令和８年３月３１日（火）
その他：①発行終了時点で保有されている手形帳・小切手帳については引き続き利用可能です。
②令和７年１０月１日（水）より、当座預金からの払戻手段である小切手の代替として「払戻請求書」により出金可能です。

２．当座預金の新規口座開設の受付終了

対　象：当座預金
終了日：令和７年１２月３０日（火）
その他：①既に開設済みの当座預金口座は引き続き利用可能です。
②新規に事業性資金の管理口座の開設を希望する場合は、「普通預金」または「決済用普通預金（無利息型）」をご利用ください。
③令和７年１０月１日（火）より、「でんさい」の債務者利用における選択可能な決済口座に普通預金を追加します。

３．その他

手形・小切手の電子化により、紛失・盗難リスク軽減に加え、印紙代、取引先への郵送料のコスト軽減、事務負担軽減が期待されるため、インターネットバンキングやでんさいの利用等、電子決済手段への移行をご検討ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。